3,638 /277//

417

H22

中活動系サ

ービス」「居住系サ

ー ビ

スを記載しています

これらには、

障がい者の自立支援

ービスの「訪問系サ

ービス」と「日

具の給付、移動の支援などのサービ円滑な日常生活のための日常生活用

話通訳者を派遣する意思疎通支援、

国が定める障がい福祉

ス」「相談支援」「障がい児サ

(人)

4,000

3,000

2,500

2,000

1,500

1,000

500 0

活支援事業」

の六つに区分されてい

に向けた目標設定やサ

・ビスの種

見込み量を定めています。

□ はラがいしゃ て ちょうしょ じ しゃ すい い ■ 障害者手帳所持者の推移

3,655

286

420

2,949

H23

3,701

296

436

2,969

市独自のサ

ビスも計画

H24 H25

**看実に進めるため策定します。** ス基盤整備へのさらなる取り組みを

3,703

/308/

449

2,946

実績値 ◆→→ 推計値

3,777

337

473

2,967

H26

度改正などの内容を踏まえ、

これま

相談を、

障がい児サ

元サービスでは、児ソービス利用などの

ービスな

相談支援では、

では、

グループホー

ムや施設入所、

労訓練などを記載。居住系サ

ビスやショ

トステイ、

就

どを記載しています。 童発達支援や放課後デイサ

また市独自の福祉サ

-ビスである

での障がい福祉計画の進み具合など

の分析や評価を行った上で、

3,815 3,854

371

512

2,971

H28

昨年2月19日に効力を生ずることと准書が国連に寄託され、これにより、

「障害者の権利に関する条約」の批

これらの国内法の整備を踏まえ、

プサ

ービスやガイド

ヘルプサ

日中活動系サービスでは、

主に

訪問系サ

ビスでは、

354/

492

2,969

H27

なりました。

本計画は、

このような法整備や制

389

532

2,971

H29

務付けることとなり

合に「合理的配慮」

をすることを義

ら平成29年度までの3年間の「第4期障がい福祉計画」の内容案をお知ら平成29年度までの3年間の「第4期障がい福祉計画」の内容案をお知市の障がい者の福祉サービスについての計画です。ここでは、来年度か社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に定める、しまがという。そうごうに支援するための法律(障害者総合支援法)」に定める、しまがという。そうごうに支援するための法律(障害者総合支援法)」に定める、しまがという。「では、本代とのの法律のです。」「でいるという」というでは、「でいるという」というでは、「でいるというのでは、「でいるというのでは、」の内容をおりが求められています。「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及びりが求められています。「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及びりが求められています。「にいっているというでは、「でいるというでは、」と言うがにし、ことではいうのでは、「でいるというでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「でいるというでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「いる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「いる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「いる」というでは、「でいる」というでは、「でいる」というでは、「いる」というないる。」といういる。「いる」というでは、「いる」というでは、「いる」といういる。」というないる。」というでは、「いる」といういる。」というには、「いる」というないる。」というないる。」というは、「いる」というないる。」というは、「いる」というないる。」というないる。」というないる。」というでは、「いる」というないる。」は、「いる」というないる。」というないる。」というないる。」は、「いる」というないる。」というないる。」というないる。」は、「いる」というないる。」 です。 障 が 障 が い は

のある人もない人も、共事故や病気などにより、

僧祉計画」は、「障害者の日常生活及びでしけいかく」と、共に生き生きと生活できるまちづくと、共に生き生きと生活できるまちづくい。誰にでも生じる可能性があるものり、誰にでも生じる可能性があるもの

3年間の計画を策定 第4期障がい福祉計画 らせし、

皆さんから意見を募集します。

障がい者の福祉サービスについての(障害者総合支援法)に定める市の生活を総合的に支援するための法律 関わる計画「障がい者計画」。 に定める市の障がい者の福祉施策に つあります。 一つは、障害者の日常生活及び社会 障がい者に関わる計画は、 一つは、 障害者基本法

▲市障がい者理解教育推進校での福祉体験学習(恵那北中学校)

での3年間の計画となる第4期の 「障がい福祉計画」を策定するもの 計画「障がい福祉計画」 今回は、 来年度から平成29年度ま

もう だい きしょう ふくしけいかく きかん

■ 第4 期 障かい 倫 仕 計 画 の 期 間										
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	市障がい 者計画									
			障がい者計画							
	市障がい 福祉計画		第3期計画 (現在の計画)			第4期計画				

## 計画(案)への意見をお寄せください

の促進やボランティアへの支援、手地域生活支援事業では障がい者理解

市では、市民の意見を計画に反映させるため、第 4期障がい福祉計画(案)への意見を募集します。 計画案は、社会福祉課や本庁舎情報公開コーナー、 子メールなどで、●氏名❷住所❸連絡先―を明記 各振興事務所、市中央図書館で閲覧できます。市ウェ ブサイト (http://www.city.ena.lg.jp/) にも掲 載しています。閲覧期間は、意見募集期間と同じで す。

□締め切り 2月16日(月)

どの人数を含んでいません。

□募集方法 本紙1日号(1月1日号など)に折 り込みの広報直通便、官製はがき、ファクス、電 し、お寄せください。見出しは、「障がい福祉計画」 などとしてください。

その後、

平成24年6月に成立した障

一部を改正する法律」が施行され、 平成23年8月に「障害者基本法の

ービス基盤整備を推進

ける共生の実現に向けて、害者総合支援法では、地域

る法律」

行政機 手 が成

「障がい者」の定義

障害者基本法第2条に基づき、

身体障がい、知的障がい、精神障

がい(発達障がいを含む)その他

の心身の機能の障がいがある者で あって、障がいや社会的障壁によ

り継続的に日常生活や社会生活に

相当な制限を受ける状態にあるこ

「障がい」の表記

字は、法令などに基づくものや固

有名詞などを除き、原則として「障

がい」と表記します。

漢字表記であった「障害」の文

の推進に関す

る差別の解消

害を理由とす

平成25年6

ービスの充実など、障がい者の共生の実現に向けて、障がい福総合支援法では、地域社会にお

日常生活や社会参加を総合的に支援

する体制が整備されました。

者や家族から去」を障がい

会的障壁の除 関などは、「社

とを言います。

求められた場

精神保健

福祉手帳

療育手帳

0000 身体障害 者手帳

問 社会福祉課 〒509-7292 (住所不要) ■ 26-2111 (内線 181)、**25-7294**、 Shakaifukushi @city.ena.lg.jp

※「障害者手帳所持者の推移」のグラフには、障害者手帳を持たない発達障がい者や難病患者、高次脳機能障がい者な